参議院議員通常選挙

7月20日（日）投票日

投票時間　あさ 7:00 ▶ よる 20:00

投票できる方

１８歳以上（平成１９年７月２１日以前生まれ）の日本国民で、７月２日を基準日として、それ以前３箇月以上引き続き京丹波町に住所を有している方、および京丹波町から転出した方のうち、新住所地の選挙人名簿に登録されなかった方で、転出前の京丹波町に３箇月以上住民登録があり、かつ、転出後４箇月を経過しない方。

投票所入場券

公示日（７月３日）前後に、投票所名を明記した「投票所入場券」を郵送します。
万一、入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員まで申し出てください。

選挙公報

投票日２日前までに配布します。
また、本庁及び支所窓口にも備えていますので、ご利用ください。

点字投票・代理投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。また、病気やけがなどで字が書けない場合は、係員が補助者として投票を記載する代理投票ができます。どちらも投票所の係員まで申し出てください。投票の秘密は厳守されます。

不在者投票

仕事や旅行などで選挙期間中、名簿登録地（京丹波町）以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。
※不在者投票の手続きはお早めに。

また、身体に重度の障害のある有権者の方には、自宅で郵便等による不在者投票ができる制度があります。くわしくは、京丹波町選挙管理委員会までお問い合わせください。

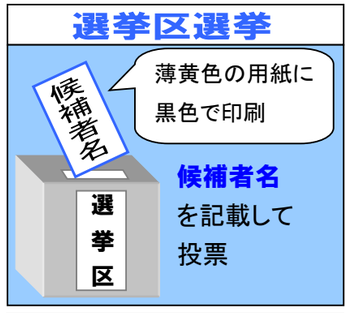

投票所　25投票所　※入場券に記載されている投票所で投票してください。

投票所名	投票所の施設名	構 成 区
第 1 投票所	竹野地区基幹集落センター	笹尾区、中畑区、辻村区、中村区、下村区、鎌倉区、西階区、水戸区、新水戸区
第 2 投票所	京丹波町健康管理センター	須知区、市森区
第 3 投票所	曽根公民館	曽根区、院内区、幸野区、森区
第 4 投票所	谷安井スポーツセンター	塩田谷区、安井区
第 5 投票所	蒲生区集落センター	上野区、蒲生区、蒲生野区
第 6 投票所	富田公民館	富田区、豊田区
第 7 投票所	上豊田住民センター	上豊田区
第 8 投票所	実勢区公民館	実勢区
第 9 投票所	ふれあいセンター和楽美	下山区（上新田区、下新田区を除く）
第 10 投票所	清涼館	グリーンハイツ区、上新田区、下新田区
第 11 投票所	中台公民館	中台区
第 12 投票所	山村開発センター	橋爪区、和田区、大朴区、井脇区、長谷区
第 13 投票所	井尻公民館	井尻区、八田区、小野区
第 14 投票所	梅田振興センター	坂井区、水原区、鎌谷下区、上大久保区、下大久保区
第 15 投票所	鎌谷中公民館	鎌谷中区、東又区、鎌谷奥区
第 16 投票所	粟野公民館	保井谷区、粟野区
第 17 投票所	三ノ宮基幹集落センター	水呑区、妙楽寺区、三ノ宮区、質志区、戸津川区
第 18 投票所	猪鼻公民館	猪鼻区
第 19 投票所	質美振興センター	行仏区、質美中村区、庄ノ路区、質美和田区、質美上野区、質美下村区、北久保区
第 20 投票所	市場ふれあいプラザ	中山区、升谷区、市場区、大倉区
第 21 投票所	京丹波町和知共同作業所	篠原区、大迫区、長瀬区、塩谷区、上乙見区、下乙見区
第 22 投票所	下粟野体育館	西河内区、下粟野区、細谷区、上粟野区、仏主区
第 23 投票所	京丹波町和知支所	本庄区、小畑区
第 24 投票所	農村環境改善センター	坂原区、中区、角区、広瀬区、安栖里区
第 25 投票所	稲次コミュニティセンター	才原区、大簾区、広野区、出野区、稲次区

京丹波町選挙管理委員会
京丹波町明るい選挙推進協議会

期日前投票は
7月４日（金）から 7月19日（土）まで

期日前投票とは？

投票日の当日（7月20日）に、次のような理由で投票所へ行けないと見込まれる方が、期日前投票所において、投票日の前でも投票できる制度です。

〇投票日に仕事などの職務に従事していると見込まれるとき
〇投票日に何らかの用事のため投票区の区域外に旅行または滞在していると見込まれるとき
〇出産や病気などのため歩行が困難で、投票日に投票所に行けないと見込まれるとき
〇最近、京丹波町以外の他の市町村へ引っ越しをしたため、新しい住所地でまだ選挙人名簿に登録されていないとき
〇天災や悪天候のために投票所に到達することが困難なとき

期日前投票のできる場所と時間は？

場所：京丹波町役場、瑞穂支所及び和知支所 **※いずれの投票所でも期日前投票を行うことができます。**
時間：午前8時30分～午後8時

期日前投票の手続きは？

〇入場券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書を期日前投票所の受付に提出してください。印鑑は不要です。
なお、入場券が届いていない場合も期日前投票所において、必要事項を記入いただくことで投票ができます。
期日前投票では、投票日当日と同じように直接投票箱に投票できます。

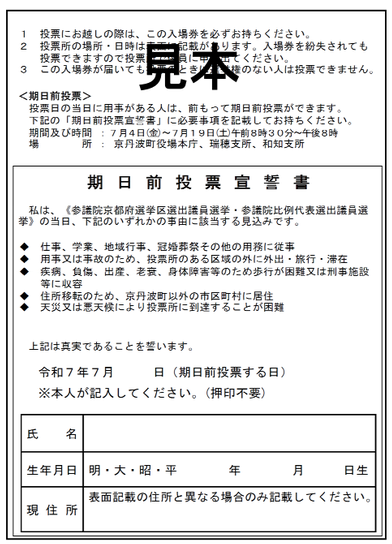
1　投票にお越しの際は、この入場券を必ずお持ちください。
2　投票所の場所・日時は表面に記載があります。入場券を紛失されても投票できますので投票所で係員に申し出てください。
3　この入場券が届いても投票のときに選挙権のない人は投票できません。

＜期日前投票＞
投票日の当日に用事がある人は、前もって期日前投票ができます。
下記の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記載してお持ちください。
期間及び時間　：７月４日(金)～７月１９日(土)午前８時３０分～午後８時
場　　所　：　京丹波町役場本庁、瑞穂支所、和知支所

期　日　前　投　票　宣　誓　書

私は、《参議院京都府選挙区選出議員選挙・参議院比例代表選出議員選挙》の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

◆　仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
◆　用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
◆　疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
◆　住所移転のため、京丹波町以外の市区町村に居住
◆　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は真実であることを誓います。

令和７年７月　　日（期日前投票する日）
※本人が記入してください。（押印不要）

氏　　名	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日生
現 住 所	表面記載の住所と異なる場合のみ記載してください。

見本

お問い合わせは、京丹波町選挙管理委員会（電話 82-3800）まで

【記載例】

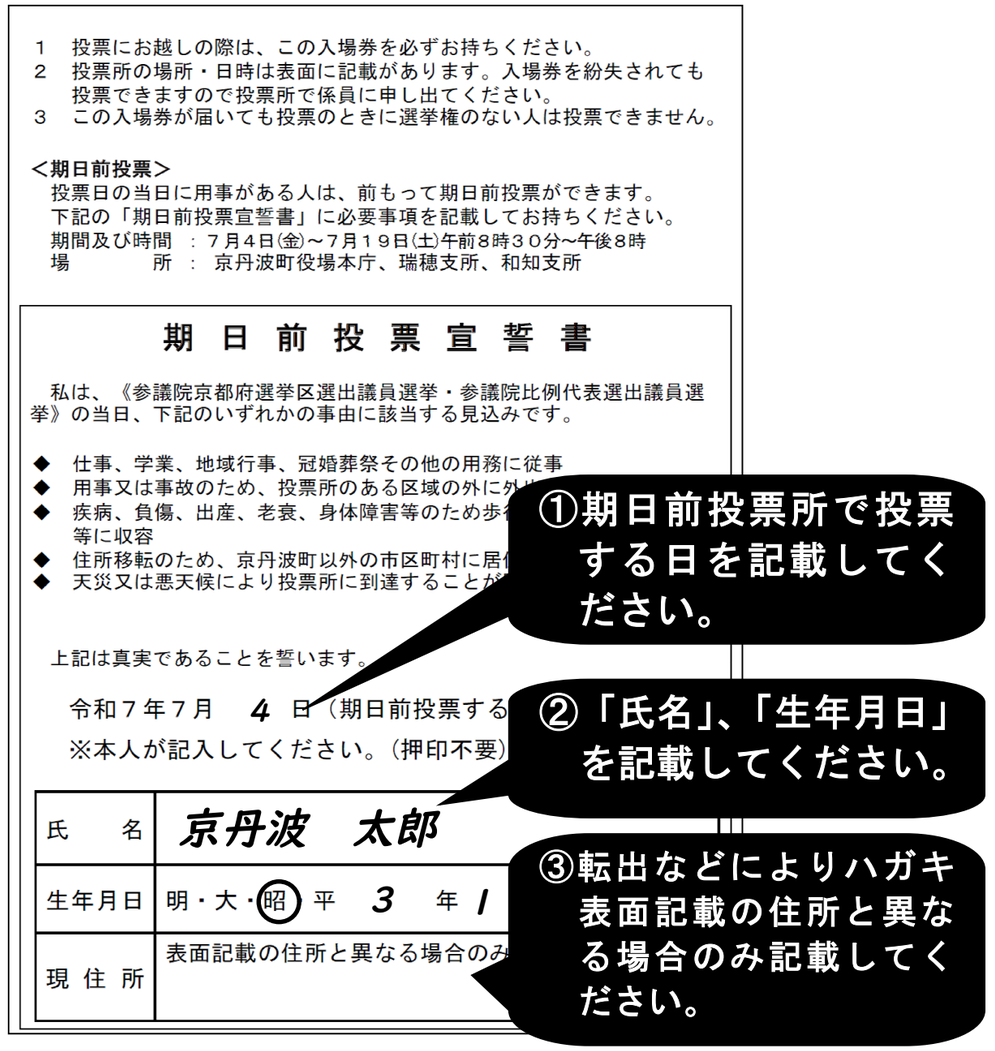
1　投票にお越しの際は、この入場券を必ずお持ちください。
2　投票所の場所・日時は表面に記載があります。入場券を紛失されても投票できますので投票所で係員に申し出てください。
3　この入場券が届いても投票のときに選挙権のない人は投票できません。

＜期日前投票＞
投票日の当日に用事がある人は、前もって期日前投票ができます。
下記の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記載してお持ちください。
期間及び時間　：７月４日(金)～７月１９日(土)午前８時３０分～午後８時
場　　所　：　京丹波町役場本庁、瑞穂支所、和知支所

期　日　前　投　票　宣　誓　書

私は、《参議院京都府選挙区選出議員選挙・参議院比例代表選出議員選挙》の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

◆　仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
◆　用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外
◆　疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩
等に収容
◆　住所移転のため、京丹波町以外の市区町村に居
◆　天災又は悪天候により投票所に到達すること

上記は真実であることを誓います。

令和７年７月　4　日（期日前投票する
※本人が記入してください。（押印不要）

氏　　名	京丹波　太郎
生年月日	明・大・(昭)・平　3　年　1
現 住 所	表面記載の住所と異なる場合のみ

①期日前投票所で投票する日を記載してください。

②「氏名」、「生年月日」を記載してください。

③転出などによりハガキ表面記載の住所と異なる場合のみ記載してください。

投票支援カードについて

〇投票支援カードとは？

投票所や期日前投票所で、代理投票（心身の故障、その他の事由により、自ら候補者の氏名を記載することができない場合）や、そのほかの支援が必要な方が、係員に口頭で伝えていただくことが難しい場合などにご使用いただくためのものです。

〇使用方法

1.京丹波町ホームページから用紙をダウンロードし、印刷する。
（投票日当日の各投票所や期日前投票所にも設置しています。）
2.投票所などに向かう前に、必要な事項をあらかじめ印字するか、書いておく。
3.投票所についたら、係の人にこの用紙を渡す。
※希望される支援の内容によっては、対応が難しいこともありますので、あらかじめご了承ください。

コミュニケーションボードについて

〇コミュニケーションボードとは？

よくある問い合わせなどをイラストと簡単な文で記載したものです。対応して欲しい内容の絵や文字を指差すことで自分の意思を伝えることができます。（投票所の受付に設置していますので、ご利用ください。）